

アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年6月17日付け63農蚕第3712号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第22のアメリカ合衆国産のサマーグランド種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、ファンタジア種、メイグランド種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種、レッドダイヤモンド種及びロイヤルジャイアント種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年6月17日農林水産省告示第828号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第22のアメリカ合衆国産のサマーグランド種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、ファンタジア種、メイグランド種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種、レッドダイヤモンド種及びロイヤルジャイアント種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年6月17日農林水産省告示第828号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。